

（長さ、幅及び高さ）

第59条 原動機付自転車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ2.5メートル、幅1.3メートル、高さ2メートルを超えてはならない。ただし、地方運輸局長の許可を受けたものにあつては、この限りでない。